

## Web 完結型マイカーローンご利用にあたっての同意事項

以下の内容をご確認いただき、すべてにご同意いただける場合に Web 完結型にてお申込みください。

### 1. お申込みについて

- ・申込人（借主）は、Web 完結型マイカーローン（以下、「本ローン」という。）にかかる株式会社富山銀行（以下、「当行」という。）の各諸規定（同意事項・約款を含む）を承認のうえ、当行 Web サイトならびに保証会社 Web サイトで所定の手続きによる申込みを行い、当行および保証会社が審査し承諾した場合に成立する契約（以下、「本契約」という。）に基づき、保証会社の保証を受けて、当行から金銭を借り入れるものとします。
- ・本契約に基づく融資方法は、借主が保証会社サイトで指定した当行における申込人（借主）名義の返済用普通預金口座（以下、「指定口座」という。）への入金の方法によるものとします。
- ・購入等資金に伴う払込みについては、指定口座を経由したうえで、申込人（借主）が別途指定する当行または当行が承認する金融機関の口座あてに融資金全額を振り込む方法によるものとします。

### 2. お申込時の留意点

- ・入力は必ずご本人さまが行ってください。
- ・お申込みは、当行の普通預金口座をお持ちの個人の方で、ご自宅が当行本支店の営業エリア内の方に限ります。
- ・「Web 完結型マイカーローン」ご利用にあたっての同意事項「個人情報の収集・保有・利用に関する同意事項（富山銀行）」「Web 完結型マイカーローン契約規定」「保証委託約款」の内容を熟読していただき、ご確認のうえお申込みください。また、商品内容につきましては、「ローン商品概要説明書」をご確認ください。
- ・当行へのお届けの住所・氏名等と現住所・氏名等が異なる場合は、当行の窓口へご来店の上、当行所定の「変更届」をご提出いただき、変更手続きが完了した後のお手続きとなります。
- ・ご連絡用のメールアドレスを間違えてご登録された場合や、お客さまが迷惑メール対策等で指定受信を設定されている場合に審査結果のご連絡が届かないことがございます。次のドメインからのメールを受信できるよう、あらかじめご確認をお願いいたします。

@orico.co.jp      @toyamabank.co.jp

### 3. 取扱いできないお申込み

- ・購入先が業者と特定できない、個人間の売買等
- ・事業資金としてのお申込み（自家用車以外の事業用車両等）
- ・自動車関連業の経営に携わられている方、もしくはそのご家族の方の車両購入資金のお申込等
- ・振込先が1先ではなく複数となるお申込み
- ・現金・クレジットカード・資金移動業者等が提供する決済サービス等でのお支払いとなるお申込み
- ・マイカーローン等のお借換え資金としてのお申込み
- ・申込ご本人以外の資金（ご家族の方の自動車購入など）
- ・本人確認資料の住所変更等がお済みでない方
- ・当行への住所・氏名等の変更届がお済みでない方
- ・その他当行が適正でないと判断した場合

### 4. 確認資料のアップロードについて

審査の段階でご本人確認資料、見積書（契約書）、年収確認書類（申込金額501万円以上）のアップロード依頼メールをお送りします。

#### （1）本人確認資料

- ・ご本人確認資料は、運転免許証（必須）に加え、マイナンバーカード又は健康保険証のいずれか1点と合せた2点が必要となります。
- ・住所変更等のお手続きがお済みでない場合は、お申込みできません。

#### （2）資金使途確認資料

- ・見積書・売買契約書（以下、「見積書等」という。）は、購入先業者の振込先が記載されているものをご準備ください。
- ・見積書等は、発行日、購入予定者名、業者の名称・住所・連絡先、見積金額と内訳、車種等の記載、融資金の振込先等の見積書等としての要件を満たすものに限りします。

#### （3）年収確認資料

- ・申込金額が501万円以上の場合は、年収確認書類が必要です。  
源泉徴収票、公的所得証明書等をアップロードしてください。
- ◇ 審査の結果、承諾となったお客さまの確認、お申込み内容の確認のため、携帯電話もしくはご自宅へお電話をいたします。お申込日を含め5営業日を経過してもご連絡がとれない場合は、お申込をキャンセルさせていただく場合がございます。
- ◇ ご本人確認資料および見積書等のアップロードを3回失敗した場合は、再度ははじめからお申込が必要となります。

### 5. ご融資金の振込について

- （1）本契約の借入金の資金使途としている購入等の資金にかかる代金支払いに伴う払込みについては、銀行所定の日指定口座から払戻しのうえ申込人（借主）が別途指

定する購入先業者名義の金融機関口座あてに融資金全額（自己資金分を含む）を払込むことを銀行に委任する取扱いとします。その際の振込手数料及びその他支払うべき費用は、借主が支払うものとします。

- (2) 口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、振込手数料は返却いたしません。また、この場合借主は借主の責任において、再度正当な口座に振込みするものとします。

また、振込取引が成立した後の取消・訂正・組戻はできません。